

議案第10号

斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例

【議案提出担当課：福祉課】

第9期介護保険事業計画に定める保険給付の推計量に基づき、保険料率の改定等を行うため、本条例において所要の改正を行うものであります。

1. 主な改正内容

(1) 保険料率の改定（第4条の改正規定）

対象被保険者				保険料額		基準額 に対する割合
段階区分	改定前	段階区分	改定後	上段：改定後	比較	
				下段：改定前		
1	・生活保護被保護者 ・世帯全員が市町民税非課税の老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市町村民税非課税かつ、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	1	同左	27,410円 (30,220円)	△2,810円	0.445
2	世帯全員が市町村民税非課税かつ、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	2	同左	38,800円 (41,940円)	△3,140円	0.63
3	世帯全員が市町村民税非課税かつ、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超	3	同左	39,420円 (43,170円)	△3,750円	0.64
4	本人が市町村民税非課税かつ前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下であり世帯は市町村民税課税	4	同左	54,200円 (54,270円)	△70円	0.88
5	本人が市町村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超であり世帯は市町村民税課税	5	同左	61,600円 (61,680円)	△80円	1.00
6	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額120万円未満	6	同左	71,450円 (71,540円)	△90円	1.16
7	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額120万円以上210万円未満	7	同左	77,000円 (77,100円)	△100円	1.25
8	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額210万円以上320万円未満	8	同左	92,400円 (92,520円)	△120円	1.50

9	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額 320 万円以上 420 万円未満	9	同左	104,720 円 (104,850 円)	△130 円	1.70
10	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額 420 万円以上 620 万円未満	10	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額 420 万円以上 520 万円未満	110,880 円 (111,020 円)	△140 円	1.80
		11	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額 520 万円以上 620 万円未満	117,040 円 (111,020 円)	6,020 円	1.90
11	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額 620 万円以上 820 万円未満	12	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額 620 万円以上 720 万円未満	123,200 円 (117,190 円)	6,010 円	2.00
		13	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額 720 万円以上 820 万円未満	129,360 円 (117,190 円)	12,170 円	2.10
12	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額 820 万円以上 1,020 万円未満	14	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額 820 万円以上 920 万円未満	135,520 円 (123,360 円)	12,160 円	2.20
		15	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額 920 万円以上 1,020 万円未満	138,600 円 (123,360 円)	15,240 円	2.25
13	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額 1,020 万円以上	16	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額 1,020 万円以上	150,920 円 (135,690 円)	15,230 円	2.45

## 2. 施行期日等

### (1) 施行期日

令和6年4月1日から施行します。

### (2) 適用区分

改正後の斑鳩町介護保険条例の規定は、令和6年度以降の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によります。